

(土石流被害の防止による評価)

(区分) 国補

事業名	地すべり防止	事業箇所	南巨摩郡	身延町	手打沢	地区名	手打沢(てうちざわ)	事業主体	山梨県
(1)事業概要					(3)事業の妥当性評価				
①課題・背景					①公共関与の妥当性(行政が行うべき事業か)				
<p>本箇所は、身延町手打沢地内の林野庁所管地すべり防止区域に位置している。当該区域内には多数の地すべり地が存在している。近年、連年の豪雨等により斜面内に明瞭な段差地形が形成されるなど、地すべりの様相を呈していることから、早急に地すべり対策工事を実施し、保全対象の保護を図る必要がある。</p>					<p>地すべり等防止法に定める負担義務者はなく、極めて公共性が高い</p>				
②整備目標・効果					②事業執行主体の妥当性(県が行うべきか)				
<p>□主要目標</p> <p>○地すべり被害の防止 保全対象 人家7戸 国道300m</p> <p>緊急度・危険度 21≧10点 ※</p> <p>(※評価基準値)</p>					<p>地すべり等防止法第7条の規定により都道府件知事が実施</p>				
□副次目標					③経済妥当性				
□副次効果					<p>費用便益費 便益(B)÷費用(C)= 2.86 > 1.0</p> <p>・便益(B)= 266 百万円 ・費用(C)= 93 百万円</p>				
					④事業実施・規模の妥当性				
					<p>多量の土塊の移動を防止するため、地すべり対策工を実施し土砂災害を未然未防止する</p>				
					⑤整備手法の有効性				
					<p>昭和36年に林野庁所管の地すべり防止区域に指定されているため、治山事業による整備が最も有効</p>				
					⑥環境負荷への配慮				
					<p>・切土盛土面は緑化し、裸地を残さない。 ・使用機械は排ガス対策型とし、環境負荷を低減する。</p>				
					⑦事業計画の熟度				
					<p>・地元身延町から強い要望あり。</p>				
					<妥当性評価>				
					<p>・7項目全て妥当であることから、妥当と判断する。</p>				
					(4)事業間優先度評価				
					<p>「地すべり被害防止」であるため、優先度評価はなし</p>				
(2)整備内容と整備量					(5)総合評価				
①整備内容					○				
②整備期間					○				
③総事業費					○				
④全体計画					○				
⑤既整備内容・期間・事業費					○				
<p>昭和31年度 谷止工1基 3百万円 平成20年度 山腹工(1.89)ha 60百万円</p> <p>平成16年度 山腹工(1.89)ha 80百万円 平成21年度 山腹工(1.89)ha 70百万円</p> <p>平成17年度 山腹工(1.89)ha 95百万円</p> <p>平成18年度 山腹工(1.89)ha 108百万円</p> <p>平成19年度 山腹工(1.89)ha 95百万円</p>					<p>【事業位置図等】</p> <p style="text-align: center; font-size: 2em;">省 略</p>				